

令和7年度事業計画について

令和6年11月から施行されたフリーランス法に伴い、就業条件等の明示が義務となりました。シルバー会員は個人事業主（いわゆるフリーランス）であることを踏まえ、本来の発注者からシルバー会員への業務委託となる契約方法に見直す必要があります。今後、新しい契約方法へ移行しなければ、フリーランス法の義務はセンターに課せられますので、契約方法の見直しに取り組んでいきます。

また、令和5年10月からスタートしたインボイス制度により、センターは免税事業者である会員との取引について、会員が受取った配分金に含まれている消費税の仕入額控除が行えず、新たな税負担が生じております。経過措置として令和8年9月までは80%の軽減措置が適用されますが、20%分は課税され、受取事務費から納税しております。新たな契約方法に移行した場合、本来の発注者と会員との取引に該当することとなりますので、発注者の態様によっては、センターは、インボイス制度の影響を受けなくなる可能性があります。

大きな転換期を迎えたシルバー人材センター事業の継続拡大には、補助金交付額の基礎となる会員数が重要です。現在、センター事業の主な財源は、国・市からの補助金、発注者からの受取事務費となります。補助金確保には、会員数の維持は必要不可欠ですので、普及啓発事業を重点に取組み、補助金交付額の維持を図ります。受取事務費については、令和6年度から公共関係を10%から12%に引き上げ、それ以外は、発注者の負担を鑑み10%で据え置きにしておりますので、経費節減に努めてまいります。

令和6年度末の会員の平均年齢は76.0歳となり、80歳以上は52名で、38名の新入会員の平均年齢は73.0歳でした。今後も会員の高齢化は進むと予想されます。80歳を超えても、働く意欲を持ち、健康で生きがいの持てる就業環境を整えなければなりません。

以上のことを踏まえ、基本方針を継続し、近隣センターと協力し合い、互いの発展に向けて安全・適正就業を第一に事業を展開してまいります。

基本方針

- 1 就業開拓提供事業
- 2 普及啓発事業
- 3 安全・適正就業推進事業
- 4 入会説明会
- 5 職業紹介事業
- 6 労働者派遣事業

実施計画

- 1 就業開拓提供事業
地域の家庭、企業、公共団体等に対して、機会あるごとに就業機会の開拓を行い、発注者から請負契約により仕事を受託し、これを就業希望の会員に提供する。
 - ①発注者の口コミに期待（継続）
就業の質を向上させ、発注者の満足度を高める。
 - ②デジタルの活用（継続）
Smile to Smile 等を活用して、事務の効率化を図る。
 - ③契約方法の見直しに向けた取り組み（新規）
フリーランス法の義務（就業条件の明示）の履行と契約方法の見直しに向けた発注者への説明の実施。
- 2 普及啓発事業
地域社会に向けて、センター事業を広く宣伝することにより、就業等を通じて社会参加を希望する高齢者に対して、センターへの入会を促進する一方、地域社会に理解と協力を求め、就業機会開拓の一助とする。
 - ①広報誌の発行（継続）
事業内容を編纂することで会員の意識を高め、活動を周知することで入会促進を図る。
 - ②ボランティア活動（継続）
就業以外の活動を通じ入会促進を図る。
 - ③会員の趣味や特技の活用（継続）
趣味や特技を活かした活動を実施し入会促進を図る。
 - ④物産展を実施し、多様な会員活動をPRし入会促進を図る。（継続）
 - ⑤事業説明会の実施（継続）
市内イベント等を利用して事業内容展示説明会を実施する。

3 安全・適正就業推進事業

会員が安心して就業等の活動ができるよう安全意識の徹底と事故防止に資する事業を行う。

①安全パトロール（継続）

事故を未然に防ぐ指導と事故発生後に事故原因の究明とその対策及び指導内容を検討し、再発防止に努める。

随時、現場パトロールを実施し、指導、助言を行ない安全就業の意識の高揚に努める。

②機械器具取扱講習会の実施（継続）

作業に適した機械器具の取扱講習会を実施し、事故防止対策を図る。特に、草刈機による飛散防止対策を重視する。

③就業途上での事故防止（継続）

交通事故防止対策講習会を実施し、会員の安全意識向上を図る。

④会報の発行（継続）

会報「安全就業だより」等により「事故防止」「健康管理」の啓発に努める。

⑤長期就業の是正（継続）

同一職種に同一会員が一定期間以上の就業に対し、既存会員での配置転換、新入会員の確保等で後継者育成を図り是正する。

⑥危険作業の受注調整（継続）

危険・有害となるような作業は発注者と協議し受注を断念する。

⑦加齢による諸機能低下の抑制（継続）

諸機能低下を抑制する講習会等を実施し、体調管理に役立てる。

4 入会説明会

センターに入会を希望する高齢者に対し実施する。また、入会後に就業相談を行う。

①随時入会説明会の実施（継続）

定例の説明会以外に随時の説明会を実施し、待機的な入会の是正を図る。

5 職業紹介事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のために、職業紹介事業を実施するとともに雇用紛いの就業是正を図る。

6 労働者派遣事業

臨時的かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る）を希望する高年齢者のために、労働者派遣事業を実施するとともに雇用紛いの就業是正を図る。